

令和5年度島根半島東部体験型観光推進事業補助金募集要綱

【趣旨】

この補助金は、島根町・美保関町での豊かな自然や歴史文化を活かした体験型観光の推進を図るため、体験型観光商品の開発やイベント開催にかかる経費に対して支援するものです。

【対象事業の内容】

補助対象事業は、次の事業を募集し、決定します。

・島根町、美保関町での豊かな自然や歴史文化を活かした体験型観光の推進を図るため、体験型観光商品の開発やイベント開催等で次の事項を満たすもの。

- ①観光客を誘客するものであり、且つ参加者に対して、島根町・美保関町等の魅力が伝わるものであること。
- ②補助期間終了後も継続的な実施が見込めること。
- ③補助対象経費の総額が5万円以上の事業
- ④令和4年度からの継続事業は、定着を図ることを目的に、実績をふまえ改善点を盛り込むこと。

○補助対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、対象外とします。

- ・ハード整備や備品整備を主とする事業
- ・政治的又は宗教的活動と認められる事業
- ・申請者自ら企画実施する事業と認められない事業
- ・松江市の他の補助事業の対象となっている事業

【事業実施期間】

・事業実施期間：令和5年7月31日（月）～令和5年12月29日（金）

【補助率、補助額】

・10/10

ただし、補助額の上限は10万円とする。

【対象経費】

・事業周知に係る費用

 広告費／印刷製本費

・事業運営経費

 委託料／謝金、費用弁償／賃金（イベント準備や当日の運営など、事業執行に直接係るもの）
 ／印刷製本費／材料費及び消耗品費／使用料及び借り上げ料／保険料／通信運搬費

 ※備品購入は補助額の1/2（上限5万円）までとする。

・その他事業実施に必要と認められる経費

※補助対象外

団体の経常的な運営経費／食糧費、その他補助することが適当でないと認められる経費

【応募資格】

対象事業者は松江市内で事業を行っている次のいずれかのものとします。

- ・法人
- ・個人事業主
- ・法人格を持たない民間団体

※なお、法人格を持たない民間団体とは、以下の要件を備えているものとします。

規約等を有していること

代表者が明らかであること

団体として意思決定により事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること

【募集期間】

・募集期間：令和5年7月3日（月）～令和5年7月21日（金）（17時必着）

【審査・採択・決定】

(1) 交付申請書等の内容について、ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 事業の採択は、書面審査で決定します。

(3) 採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。

(4) 審査・採択基準は、概ね下記のとおりです。

・観光客を誘客するものであり、且つ参加者に対して、島根町・美保関町等の魅力が伝わるものであること

・補助期間終了後も継続的な実施が見込めるもの。

(5) 審査結果（採択・不採択）は、結果確定後速やかに通知します。

【応募方法】

島根半島東部体験型観光推進事業補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式1号-1）、収支予算書（様式第1号-2）を下記の提出先まで各1部ずつ提出してください。

【申請書類の提出先（問い合わせ先）】

〒690-8540 松江市末次町86番地

大山隠岐国立公園満喫プロジェクト島根半島東部協議会（事務局：松江市観光振興課）

TEL.08522-55-5214/FAX.0852-55-5634

【その他】

- ・事業終了後に実績報告書(様式第8号)、収支決算書(様式第8号-1)を提出していただきます。
※事業終了後、1か月以内に提出をお願いします。
- ・採択となった事業については、「島根半島東部体験型観光推進事業補助金」が活用されている旨を広報物等に記載し、広告宣伝していただくことにご協力ください。